

教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第8号

教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第11条第7項の規定に基づき、教育長の営利企業への従事等の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(従事制限の地位)

第2条 法第11条第7項の人事委員会規則で定める地位は、顧問、参与、委員、評議員又はこれらに準ずる職とする。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合における当該教育長については、この規則の規定は、適用しない。